

建設業労働災害防止協会
山口県支部長 中村 高志 殿

山 口 労 働 局 長

令和 7 年度全国安全週間の実施及び熱中症予防対策の徹底について

労働行政の運営につきましては、日頃より特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省では、今年度も全国安全週間を中央労働災害防止協会と共同で主唱し、「令和 7 年度全国安全週間実施要綱（別紙 1）」に基づき、令和 7 年 7 月 1 日から 7 月 7 日までを安全週間、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間として、

「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」

をスローガンとし、企業をはじめ関係各界での安全意識の高揚と安全活動の定着を図るため、全国一斉に実施いたします。

本週間において、各業界における労働災害防止に向けた機運の一層の醸成や職場における安全意識のさらなる浸透を図るべく、傘下の事業場に対する周知等について、格段のご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、令和 7 年 4 月末現在の山口県内における建設業に係る休業 4 日以上労働災害発生件数は 51 件で、前年同期（41 件）の 24.4%増となっており、増加傾向が続いています。

事故の型別で見ると墜落・転落による労働災害が 20 件で、前年同期（11 件）の 81.8%増と大幅に増加している他、転倒や交通事故による災害も増加しています。

そのため、傘下の事業場等に対し、墜落・転落、転倒及び交通事故等に係る労働災害防止のための別添のリーフレット（別紙 2、別紙 3、別紙 4、別紙 5）の周知と取組の推進をお願いいたします。

また、山口県内では令和 5 年からの 2 年間で、職場における熱中症による死亡者が 4 人発生しており、大変憂慮すべき状況となっています。

熱中症による死亡災害の約 7 割は屋外作業中に発生しており、その原因の多くは「初期症状の放置・対応の遅れ」であったことを受け、令和 7 年 6 月 1 日に改正労働安全衛生規則が施行され、職場における熱中症対策が強化されます。

ついては、傘下の事業場等に対して、改正労働安全衛生規則の内容や一層の熱中症予防対策の徹底について、別添のリーフレット（別紙 6、別紙 7、別紙 8）を活

用するなどにより、周知いただきますようお願いいたします。

加えて、山口労働局と働く世代の健康づくり推進に向けた包括連携協定を締結している大塚製薬株式会社において、職場における熱中症予防に係るWebセミナー（別紙9）を無料で開催しておりますので、こちらも併せて周知いただきますようお願いいたします。

配布資料一覧

別紙 1 令和 7 年度全国安全週間実施要綱



別紙 2 はしご・脚立 使う前に



別紙 3 足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント



別紙 4 交通労働災害を防止するために



別紙 5 労働安全衛生関係 各種情報サービスサイト



別紙 6 【令和 7 年 5 月 20 日付け基発 0520 第 6 号 厚生労働省労働基準局長通達】
労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について



別紙 7 職場における熱中症対策の強化について



別紙 8 S T O P ! 熱中症 クールワークキャンペーン



別紙 9 熱中症対策 Web セミナー



↑
安全・衛生管理
担当者の方



↑
現場作業
者の方